

規制緩和推進重点事項

平成9年3月14日

自由民主党行政改革推進本部

総論

当委員会では、昨年11月以来、金融・証券、運輸、土地・住宅、法務、労働、医療・厚生、農林水産、電気通信、競争政策、教育、少子化の各分野について担当座長を置き、座長のもとで鋭意規制緩和について検討を進めるとともに、各省庁、経済団体、有識者等からのヒアリング及びそれを踏まえた議論を重ね、本日、ここに「規制緩和推進重点事項」を取りまとめ、政府に対し申入れを行うこととした。政府においては、今月末までの規制緩和推進計画の再改定に、この申入れの内容を反映することを強く要請する。

1 基本的考え方

当委員会は、規制緩和の推進に取り組むに当たって、自己責任原則と市場原理に立つ自由で活力のある経済社会にしてゆくことを基本とした。個々の規制について言えば、経済的規制については、原則自由・例外規制、社会的規制については、本来の政策目的に沿った必要最小限のものとし、特に経済的規制については、段階的な規制緩和策にとどまらず、規制の撤廃を含めた最終的な到達点とそこに至るまでの手順、スケジュールを可能な限り示すことに努めた。規制緩和を進めることにより、消費者の利便を高め、また、事前統制型の行政から事後チェック型の行政への転換を図っていかねばならないと考える。

2 実施時期・実施内容の明確化

各項目については、できるだけ実施時期・実施内容を明らかにするよう努めた。現段階で明らかにできないもののうち、審議会、研究会に諮った上で結論を得る必要のあるものについても、審議会等の結論を原則として平成9年9月末までに得ることを基本に議論を進めた。また、審議会等に諮っているもので、長期にわたり結論が得られていないものは、中間公表等ディスクロージャーを徹底させることとした。

3 新計画策定の検討

規制緩和推進計画は、いまだ検討中の事項が多く、検討方向と検討期間（タイムリミット）が不明確なものも多い。3月末までと迫った計画の再改定の中で、政府に対し、政府行政改革委員会の意見はもとより、すべての事項について実施時期の明確化（早期化）、実施内容の具体化を図ることを期待するが、規制緩和への取り組みはこれで終わりというわ

けにはいかない。したがって、政府は、本年9月末時点を目途に計画の実施状況の総点検を行い、要すれば新計画の策定に取り組むべきである。

4 審議会の在り方

今回の検討の過程で、法律改正の前提として、審議会の答申を得ることが法定されているものがあることが、規制緩和を妨げる隠れみのになったり、迅速な結論を出す障害となったりしているのではないかと思われるものが相当数あることが明らかになった。こうした各審議会の在り方について、その要否を含めて抜本的に見直すべきである。

5 政府のスリム化

現在までの規制緩和の結果をみると、公務員数の削減や政府組織の簡素化に結びついていないものがほとんどすべてである。政府においては、あと1年かけて、規制緩和に伴う政府のスリム化の具体策を明示すべきである。

6 中小・零細事業者等への配慮

経済規制の撤廃・緩和の結果、当然、競争は激化するものと考ええる。その際、公正取引委員会は、不公正な取引方法により中小・零細事業者等が不当な困窮を被ることを排除するため、迅速、的確な対処をすべきである。また、規制緩和によりしわ寄せを受けるおそれのある中小・零細事業者等の雇用対策、活性化対策を、別途、政策的に講ずるべきである。

7 その他

教育、社会保障、司法制度の在り方の改革についても、当委員会としては、規制緩和の観点からこれに取り組んだところであるが、別途、これらの問題については、党内政調各機関において、総合的な検討を加え、抜本改革を目指すことが特に重要である。

なお、少子化については、今回の検討では、各界有識者等からのヒアリングを熱心に行ってきたところであるが、規制緩和という観点からは的確な方策を提示するに至らなかった。この問題については、このヒアリングの成果等を踏まえ、党内政調機関に適切な場を設け、引き続き、改革方策の検討を進めることが適切であると考ええる。

各論

[金融・証券]

- 1 有価証券取引税・取引所税等の総合的見直し
新外為法の施行時期までに、国際基準に照らし魅力ある市場を実現するため、有価証券取引税・取引所税を含む金融関連税制の総合的見直しを自民党税調において行い、10年度税制改正から実施する。(大蔵省)
- 2 株式委託手数料の自由化
早期に完全自由化を図ることとし、それに向けたスケジュールについて、本年6月までに結論を得る。(大蔵省)
- 3 証券業への参入に係る規制の抜本的見直し
証券業への参入規制を抜本的に見直すこととし、本年6月までに結論を得る。(大蔵省)
- 4 証券取引における取引所集中義務の抜本的見直し
取引所集中義務の廃止を含め、その抜本的見直しについて、本年6月までに結論を得る。(大蔵省)
- 5 業態別子会社の業務分野規制の見直し
9年度下期より 証券子会社に現物株式に係る業務を除く、全ての証券業務、および、信託子会社に年金信託・合同金銭信託を除く、全ての金銭の信託業務を解禁する。(大蔵省)
また、残余の業務制限の見直しについても、金融システム改革全体の中で完了させる。(大蔵省)
- 6 「証券総合口座」の導入
証券総合口座の解禁につき、本年6月までに結論を得る。(大蔵省)
- 7 投資信託の規制緩和
 - (1) 銀行窓口での販売の導入
投資信託の銀行窓口での販売の解禁につき、本年6月までに結論を得る。(大蔵省)
 - (2) 未公開株式への投資解禁
9年度のできるだけ早期に解禁する。(大蔵省)
 - (3) 投信委託会社の外国関連会社等への運用の外部委託
本年6月までに結論を得る。(大蔵省)
 - (4) 私募投信の解禁
本年6月までに結論を得る。(大蔵省)
 - (5) 投資信託に係る信託約款の個別承認制度の見直し
本年6月までに結論を得る。(大蔵省)

- (6) 投信委託会社の参入に係る規制の見直し
本年6月までに結論を得る。(大蔵省)
- 8 店頭登録市場に関する規制緩和
 - (1)「ブック・ビルディング方式」の導入
9年度のできるだけ早期に導入する。(大蔵省)
 - (2)借株制度の解禁
9年度のできるだけ早期に導入する。(大蔵省)
- 9 未公開株式に関する規制緩和
 - (1)証券会社による未公開株式の公募発行の取扱い、投資勧誘の解禁
9年度のできるだけ早期に導入する。(大蔵省)
 - (2)厚年基金、適格年金、投信の未公開株式への運用解禁
投信の未公開株式運用についても、9年度のできるだけ早期に解禁する。(大蔵省)
- 10 リース・クレジット会社の社債・CP発行制限の撤廃
出資法2条3項の撤廃につき、本年6月までに結論を得る。(大蔵省)
「行政指導によるCP発行禁止」の撤廃につき、本年6月までに結論を得る。(大蔵省)
併せて、ディスクロージャーの在り方等の投資家保護等の観点から施策について、早急に結論を得る。(大蔵省)
- 11 商品ファンドに係る規制緩和
 - (1)商品以外の投資対象の組入限度に係る規制の全面的見直し
9年度初より規制を見直し、商品や商品先物の証拠金等に運用財産の総額の2分の1超を運用する限りは、その残りの資産を運用することについての規制を撤廃する。但し、証券・金融先物に係る証拠金等への運用は運用財産の総額の3分の1以内とする。(大蔵省・農水省・通産省)
 - (2)最低販売単位規制の撤廃
投資家保護策の一層の充実を前提に、9年10月1日より、500万円へ引き下げる。さらに、公衆縦覧型ディスクロージャー、公正取引ルールの適用を前提に10年度のできるだけ早期に規制を撤廃する。(大蔵省・農水省・通産省)
- 12 劣後特約付き借入金(劣後ローン)の貸手範囲の拡大
9年6月までに結論を得、その後速やかに所要の措置を実施する。(大蔵省)
- 13 年金関係規約緩和
 - (1)「厚年基金」、「適格年金」、「確定拠出型年金」、「私的年金商品」の取扱いや年金資産運用の際のルールの明確化を含め、例えば、「年金基金法」(例、米国のエリサ法)のような年金に関する包括的な法手当てを検討する。(厚生省、大蔵省)
 - (2)厚年基金の「5・3・3・2規制」の撤廃
9年3月に受託者責任に関するガイドラインを示し、9年度にその定着を図り、10年度には「5・3・3・2規制」を撤廃する。(厚生省)

- (3) 厚年基金、適格年金における確定拠出型年金導入
公的年金制度全体の下での位置付け等を次期財政再計算（平成 11 年度）の時期までに検討し、結論を得る。税制上の扱いについて自民党税調において検討を行う。（厚生省、大蔵省）
- (4) 未公開株式への運用解禁
適格年金を含め、9 年度初より解禁する。（厚生省、大蔵省）
- 14 ストック・オプション制度の一般的導入
9 年度中の検討結果に基づき、法改正を経て 10 年度中の早期に導入する。（法務省）
- 15 ABS 市場の整備（金融手法の多様化のため、債権流動化に対するニーズが増大しており、ABS 発行にかかる環境整備を促進）
（注）ABS（Asset Backed Securities：資産担保証券＜銀行等の債権を証券化し、流通させる制度＞）
「第三者対抗要件」具備のための手当てについては、9 年度中に検討状況を示し、10 年度中に所要の法手当てを行う。（法務省）
なお、ABS 市場の本格整備のため、本件と同時並行的に、ABS 発行体の在り方等関連諸問題についても、結論を出す必要がある。「税制上の扱いの特例（法人税、土地関係税制等）」について、自民党税調において検討を行う。（法務省、大蔵省）
- 16 居住者国内 MTN の導入（Medium Term Note：ミディアム・ターム・ノート＜一定金額内で機動的に社債を発行するための制度＞）
 - (1) 取締役会の包括決議
9 年度中のできるだけ早い時期に導入する。（法務省）
 - (2) 「発行登録制度」における MTN 発行プログラムの一括登録制導入（追補書類の記載内容の圧縮）
9 年度中のできるだけ早い時期に導入する。（大蔵省）
 - (3) 発行時提出の追補書類のうち金利、発行価格等「条件」部分の即時報告方式（条件決定時点で即時にファックス等を通して報告する方式）の導入
9 年度中のできるだけ早い時期に導入する。（大蔵省）
- 17 CP の直接発行方式の解禁
一般の約束手形と CP との区別の方法等を含め、そのスキームを整備した上で、その印紙税等税制上の扱いについて自民党税調において検討を行う。（大蔵省）
- 18 債権流通市場・制度の一層の改善
新外為法施行、ビッグバン実施を踏まえ、改めて市場の仕組み・制度を見直す。（大蔵省）

[運輸]

1 国内航空運送事業の参入規制の見直し

ダブル・トリプルトラック化基準については、平成 9 年度にはこの基準を廃止する。
(運輸省)

需給調整規制の廃止につき、それに必要となる生活路線の維持方策、空港制約のある空港に係る発着枠の配分ルール等を確立した上で、所要の法改正を行い平成 11 年度に実施する。(運輸省)

2 航空運賃制度の見直し

運賃の一層の弾力化、上限価格制への移行については、需給調整規制の廃止といった他の関連事項と並行して検討し、措置する。(運輸省)

3 タクシー事業の参入規制の見直し

平成 9 年度から需給調整基準について、過去 5 年間の実績に基づき算出された基準車両数に一定割合(9 年度は 1 割、実施状況を見ながら次年度以降さらに緩和)を上乗せする透明化及び弾力化措置を講じ、段階的緩和を進めるとともに、需給調整規制の廃止につき、それに必要となる安全の確保、消費者保護等の措置を確立した上で、所要の法改正を行い遅くとも平成 13 年度までに実施する。(運輸省)

4 タクシー事業の事業区域規制・最低車両数規制・運賃規制等の見直し

運賃については、平成 9 年度から 10%の幅の中であれば自由に運賃の設定を認めるゾーン制を導入するとともに、初乗距離を短縮(2KM 1KM)する運賃を認める。

また、需給調整規制の廃止の際には上限価格制等さらなる緩和措置について検討し、措置する。(運輸省)

事業区域については、平成 9 年度から統合・拡大に着手し、3 年以内に現行の事業区域数 1,911(基本的に市町村単位)をほぼ半減させる。(運輸省)

最低車両数については、平成 9 年度に東京の 60 両、大阪・名古屋の 30 両を、10 両に圧縮する等縮減措置を講じる。(運輸省)

5 乗合バス事業の参入規制の見直し

乗合バスについては、生活路線の維持方策の確立を前提に、所要の法改正を行い遅くとも平成 13 年度までに実施する。(運輸省)

6 貸切バス事業の参入規制の見直し

平成 9 年度に一定の実働率(年間平均 60%等)以上の場合には増車を認めることとし需給調整基準の弾力化及び透明化を図るとともに、需給調整規制の廃止につき、それに必要となる安全の確保、消費者保護等の措置を確立した上で、所要の法改正を行い平成 11 年度に実施する。(運輸省)

7 貸切バス事業の運賃規制・最低車両数規制・事業区域規制等の見直し

運賃について、平成 9 年度に割引運賃の導入等一層の弾力化を図るとともに、需給調整規制の廃止に併せて届出制へ移行する。(運輸省)

最低車両数については、平成 9 年度に最大 10 両を大型車を保有している場合には最大

5両に縮減する。(運輸省)

事業区域規制については、平成9年度から拡大・統合に着手し、3年以内に現行の市郡単位等を都府県単位に統合する。(運輸省)

8 鉄道の参入規制の見直し

需給調整規制の廃止につき、参入の容易化等の施策をとりまとめた上で、所要の法改正を行い平成11年度に実施する。(貨物鉄道については、国鉄改革の枠組みの中で日本貨物鉄道株式会社の完全民営化等経営の改善が図られた段階で実施することとし、おおむね5年後を目標年度とする)(運輸省)

9 貨物鉄道運賃の届出制への移行

運賃・料金については、需給調整規制の廃止に併せて届出制へ移行する。(運輸省)

10 乗合バスの一時不足の場合の貸切バスの使用

平成9年度に乗合バスの一時不足の場合に貸切バスの使用を認める。(運輸省)

11 港湾運送事業の免許制及び料金認可制の見直し

需給調整規制の廃止等につき、平成9年度に政府行政改革委員会の審議を行い、その結論を踏まえて適切に措置する。(運輸省)

12 国内旅客船事業の参入規制等の見直し

需給調整規制の廃止につき、それに必要となる生活航路の維持方策等を確立した上で、所要の法改正を行い遅くとも平成13年度までに実施する。(運輸省)

13 トラック等の車検制度の見直し

国際的動向を踏まえつつ、道路運送車両法改正後の状況の変化を把握し、有効期間の延長の可能性を検討する。

このため、平成8年7月に発足した調査検討会において引続き集中的に充実した調査を実施して、平成9年度中にその結果を公表し、これを踏まえて適切に対応する。(運輸省)

14 分解整備制度の見直し(ブレーキの分解整備)

分解整備検査については、国際的な状況も踏まえ、安全の確保を図りつつ、その必要性を含めた制度のあり方について、平成9年6月を目途に方針を決定し、早急に所要の措置を講じる。(運輸省)

15 日本籍船への日本人船長・機関長2名配乗体制の実現

日本人船長・機関長2名配乗体制については、日本人船員の確保策等と併せて対応する必要があることから、海運造船合理化審議会の審議結果(平成9年6月予定)を踏まえて早急に所要の対応をする。(運輸省)

16 指定自動車教習所の教習課程等の見直し

平成9年9月末までに、指定自動車教習所の教習課程の短縮、1日の技能教習の限度時間数(現在2時間)の延長等の見直しについて結論を得て、利用者の負担軽減のため可能な限り速やかに所要の措置を講ずる。(警察庁)

[土地・住宅]

1 工場立地法

一定の緑地の面積算入を認める等について平成 9 年 9 月末までに結論を得て、9 年度中に所要の措置を講ずる。(通産省)

2 工業(場)等制限法

工場跡地に関する制限の緩和、除外業種の拡大等について平成 9 年 9 月末までに結論を得て、9 年度中に所要の措置を講ずる。(国土庁)

3 宅地開発許可関係

市街化調整区域内における一定規模以上の宅地開発の促進について、平成 9 年 9 月末までに結論を得て、9 年度中に所要の措置を講ずる。(建設省)

4ha 以下の農地転用の許可権限を都道府県知事に移管することについては、9 年度中を目途に所要の措置を講ずる。市街化区域内の農地転用に係る農業委員会への届出については、届出者に過分の負担をかけないように 9 年度中を目途に添付書類を簡素化し、直ちに受理するなどの措置を講ずる。(農水省)

4 土地取引届出制度

大規模な土地取引に係る届出勧告制について、価格審査の運用の一層の緩和、届出者の負担の軽減を図るための添付書類の簡素化等大幅な緩和措置を 9 年度早々に講じ、9 月末までに実施状況を取りまとめる。(国土庁)

5 新総合土地政策推進要綱関連

都心高層居住促進地域(仮称)を創設し、当該地域における容積率上限の引き上げ、日影規制の適用除外、斜線制限の緩和等の法改正を今国会中に行う。(建設省)

土地取引の活性化、土地の有効利用の促進等、要綱を具体化するための規制緩和対策を平成 9 年 9 月末までに取りまとめ、速やかに所要の措置を講ずる。(国土庁)

6 土地税制の総合的見直し

地価税など土地保有課税、土地譲渡課税、土地取得借入金利子に係る課税の特例等土地の有効利用を促進する観点から土地税制の総合的見直しを自民党税調において行い、平成 10 年度税制改正から実施する。(国土庁、大蔵省、建設省、自治省)

[法務]

1 法曹人口の大幅増員

平成9年10月末までに、司法試験合格者（現在約700人程度）の1500人への増員についての法曹三者協議の結論を得て、同年度中に1000人への増員について所要の措置を講ずる。その後速やかに、修習の内容や方法の改善、司法修習生の修習先への受入れ態勢等を勘案しつつ、その協議結果を実現するための更なる措置を講ずる。（法務省）

2 外国弁護士の受入れ

平成9年度中に「外国弁護士問題研究会」の結論を得て、これを踏まえ、同年度中に所要の法改正の措置を講ずる。（法務省）

3 弁護士事務所の法人化等

弁護士事務所の法人化、広告制限の緩和ないし撤廃につき、平成9年度中に実態調査を行うと共に検討に着手し、平成10年度中に結論を得て、これを踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。（法務省）

4 総合的法律・経済関係事務所の開設

弁護士、公認会計士、税理士、弁理士等がそろった総合的な法律・経済関係事務所の開設について、関係省庁間において、平成9年度中に実態調査を行うと共に検討に着手し、平成10年度中に結論を得て、これを踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。（法務省、大蔵省、通産省等）

5 借地借家法関係

定期借家権については、「借地借家等に関する研究会」の検討状況を平成9年6月末までに公表するとともに、平成9年度中にその検討の結果を得て、これを踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。（法務省）

[労働]

1 有料職業紹介事業

平成9年4月より、取扱職業の範囲について、大幅に拡大し、ネガティブリスト化する。（労働省）

平成9年4月より、紹介手数料を自由に設定できる方式を導入する。（労働省）

平成9年4月より、許可の要件及び手続を大幅に簡素化し、透明性の向上を図る。（労働省）

更なる取扱職業の拡大については、本年4月からのネガティブリスト化の施行状況、

本年6月のILO第96号条約の改定の結果を踏まえ、方針を決定の上、法改定とともに改定条約の批准を行い、その具体化を図る。(労働者)

2 労働者派遣事業

対象業務の範囲のネガティブリスト化、派遣期間、労働者保護のための措置等を中心に制度の全般的な見直しを進め、平成9年9月までに中間的な取りまとめを公表する。その上で、平成9年12月を目途に基本的方向を決定した上、法的措置を含めその具体化を図る。(労働省)

3 1年単位の変形労働時間制

1日・1週の上限時間を引き上げ、適用となる労働者の範囲を拡大するとともに、労働日ごとの労働時間の特定に関する要件の弾力化を行うこととし、平成9年7月までに見直しの方向を決定した上、法的措置を含めその具体化を図る。(労働省)

4 裁量労働制

業務の遂行方法について自らの裁量で決められるホワイトカラー労働者については、裁量労働制を大幅に適用できるようにすることとし、平成9年7月までに見直しの方向を決定した上、法的措置を含めその具体化を図る。(労働省)

5 労働契約期間の上限

特に専門的能力を有する者や定年退職後の高齢者、一定期間を区切ったプロジェクト等に携わる者について労働契約期間の上限(現在1年)を3年から5年程度に延長することとし、平成9年7月までに見直しの方向を決定した上、法的措置を含めその具体化を図る。(労働者)

6 休憩時間の一斉付与規定

業務・業態等に応じ、休憩時間を労働者ごとに弾力的に定められるようにすることとし、平成9年7月までに見直しの方向を決定した上、法的措置を含めその具体化を図る。(労働省)

7 動力プレスの安全装置

動力プレスの安全装置として、制御機能付光線式安全装置(PSDI)を導入することについて、平成9年9月までに方針を決定し、平成9年度中のできるだけ早い時期に実施に移す。(労働省)

8 一般家庭用小規模電気温水ボイラー

一般家庭で用いられるような小規模の電気温水ボイラーに関し、適用基準を緩和することについて、平成9年9月までに方針を決定し、平成9年度中のできるだけ早い時期に実施に移す。(労働省)

9 外国人の技能実習制度における滞在期間

技能実習制度における滞在期間を2年以内から3年以内に延長することについて、職種ごとに、平成9年4月より順次実施に移す。(法務省、労働省)

[医療・厚生]

1 一般医薬品に関する販売規制の見直し

医薬品のうち、人体に対する作用が比較的緩和なものについて、医薬部外品類似のものとして一般小売店で販売できるよう、個別品目も含め、平成 9 年度中にその具体的な方針を決定、公表し、平成 10 年度に速やかに、所要の措置を講じる。(厚生省)

一般販売業者に対する構造設備規則上の検査設備・機器の義務づけの廃止及び薬剤師の員数規制の見直しについては、平成 9 年度中に成案を得て、平成 10 年度に速やかに、所要の措置を講じる。(厚生省)

2 営利法人による在宅介護支援センターの設置

事業の委託者である市町村のニーズを踏まえ、営利法人についても、その設置を認める方向で平成 9 年度中に結論を出す。(厚生省)

3 営利法人(企業)による病院経営の容認

幅広く医療審議会等の議論も踏まえながら、医療提供主体や医療提供体制のあり方の中で引き続き検討する。(厚生省)

4 医療法人の理事長要件の緩和

現在の例外措置の拡大につき、平成 9 年度中に措置する。(厚生省)

5 ふく調理師の免許

平成 9 年度中に各都道府県における実態調査を行い、その調査の結果、国として何らかの措置が可能であるか否かの検討を行う。(厚生省)

[農林水産]

1 農業生産法人による農地保有

農業生産法人制度に関し、株式会社の農業経営へのかかわり方、事業要件の在り方等については、これからの日本農業の担い手の姿、土地利用の在り方にかかわる基本的な事項であり、農業の活性化に役立つとの意見もある一方、森林の例で見られたような土地の投機等農村地域社会の崩壊をもたらす懸念があるとの強い指摘もあることを踏まえ、本年 4 月発足予定の「食料・農業・農村基本問題調査会(仮称)」における今

後の農政の在り方の一環として検討し、平成 10 年度を目途に結論を得る。(農水省)

2 馬主登録の海外居住者への開放

海外居住者の馬主登録については、JRA が行った主要競馬国の制度・運用に関する調査により、各国の実態に大きな差があることが判明したことから、暴力団関係者の排除等我が国競馬の公正確保の観点に立って、海外居住者に対し国内居住者と同程度の適切な審査を行う前提で、海外居住者の馬主登録の取扱いについて、更なる調査・検討を行い、平成 9 年度中に結論を得る。(農水省)

3 水産物の輸入割当制度の透明性の確保と運用の改善

以下の事項につき、検討を行った上で、平成 9 年 9 月末までにその具体策をとりまとめ、9 年度中に所要の措置を講ずることとする。(通産省、農水省)

(1) 水産物の輸入割当制度(現在 12 枠)の透明性を確保するため、枠毎、割当方式(商社割当、需要者割当等)毎に、個々の輸入者について、割当金額又は数量、割当時期及び割当に対する輸入実績を公表することとする。

(2) 先着順割当の増加による新規参入の拡大等の運用の改善を図る。

(3) 割当に対し、自ら輸入しない等合理的な理由なく輸入実績が少ない者に対しては、翌年以降の割当を行わない等割当量の調整を行う。

[電気通信]

1 第一種電気通信事業の規制緩和

本年 2 月 15 日に WTO 基本電気通信交渉が終結したのを受け、NTT 及び KDD を除く第一種電気通信事業について、無線局も含め、外資規制を撤廃することとし、条約の締結の動向を踏まえつつ速やかに所要の法案を提出する。(郵政省)

第一種電気通信事業の料金については、プライスカップやヤードスティック等のインセンティブ規制について検討を進め、NTT の再編成等が実施される平成 11 年度を目途に導入する。(郵政省)

2 CATV の外資規制の緩和

第一種電気通信事業の外資規制を撤廃するための法改正と同時に、第一種電気通信事業を兼営する CATV の外資規制を撤廃する。(郵政省)

3 CS デジタル放送の規制緩和

衛星料金の統括原価主義の撤廃について、平成 9 年度に結論を得て、所要の法改正を行う。(郵政省)

マスメディア集中排除原則については、周波数事情、参入の動向等実態を踏まえ、緩

和を検討する。(郵政省)

[競争政策]

1 独禁法適用除外制度の見直し

独禁法(例えば、不況カルテル、合理化カルテル)、適用除外法(例えば、損害保険料算出団体、証券業団体)及び個別法に基づく適用除外制度につき、平成9年度末までに廃止の方向で結論を出し、すみやかに、所要の法改正を行う。(公取委)

2 再販適用除外制度の見直し

著作物について、平成9年度末までに、結論を得る。(公取委)

3 合併等の届出制度の見直し

平成9年9月末までに結論を出し、同年度末までに所要の措置を講ずる(公取委)

4 大規模会社の株式保有総額の制限の見直し

持株会社の原則自由化とのバランスを勘案し、独禁法第9条の2の大幅緩和ないし撤廃の方向で、引き続き検討を行うこととする。(公取委)

5 不当廉売等不公正な取引方法の取締りに関する公取委の取組み状況を公表すると共に、関係者の申し出に対し、迅速かつ的確に対応する。(公取委)

[教育]

1 社会人教員の小・中・高への登用の促進

特別非常勤講師制度について、小学校の対象教科は現在では音楽、図画工作、家庭及び体育に限られているが、これを他の教科に拡大する。また、現在はこの非常勤講師を採用するには都道府県教育委員会の許可が必要であるが、地方公共団体や学校法人がより利用しやすい方向で、これを報告又は届出に改めることを検討する。以上の緩和措置について、9年7月を目途に結論を得て、9年度中に法的措置を講ずる。(文部省)

2 公立学校選択の弾力化

通学区域制度の弾力的運用を進めるため、当面、複数の学校から就学校を選ぶ事例など、就学校の指定の弾力化に資する情報を全国から収集し、その情報を9年度上期に提供することにより、各市町村教育委員会における積極的な取組を促進する。(文部

省)

3 中学校卒業程度認定試験の弾力化

登校拒否になっている子供の場合、現行制度では中学校在籍中には中学校卒業程度認定試験を受けることができないが、今年度中に制度改正を行い、9年度の認定試験から、これを可能にする。(文部省)

4 登校拒否児や長期療養児に対するマルチメディアの活用

登校拒否の子供や長期療養中の子供に対する支援の一方策として、マルチメディアの特性を生かした教育の在り方(出席等の取扱いを含む。)について、調査研究を9年度から開始する。(文部省)

5 カリキュラムの編成の弾力化

カリキュラムの編成の基準の改訂について、現在検討が行われているが、「総合的な学習」の時間の設定や選択学習の幅の拡大などを行い、各学校が創意工夫を発揮し、特色ある学校づくりを推進できるようにする。この観点に立った検討の状況について、9年秋に中間公表をする。(文部省)

6 生徒の主体的な大学選択の支援(高校生の立場に立った大学の情報化)

高校生が自ら主体的に進路を決定できる環境をつくるため、大学における授業の受講体験やインターネット等を利用した高校生向けの情報提供を促進することなど、その具体的な検討を行う。(文部省)

7 大学の設置基準等の見直し

大学の校地面積については、大学の教育研究水準等との関係を明確化し、9年度中を目途にその基準の見直しについて結論を得る。(文部省)

大学の設置認可手続きについて、申請者の負担を軽減する観点から、9年度より、大学の学部における学科の増設、既存の学部等の改組転換の場合には、教員の審査を廃止する。(文部省)

自由民主党行政改革推進本部
(規制緩和座長会議メンバーと分担分野)

(平成8年11月19日新体制発足)

本部長 佐藤 孝行
事務局長 柳沢 伯夫

規制緩和委員会

委員長 堀内 光雄
委員長代理 町村 信孝

各分野担当座長

金融・証券 塩崎 恭久
電気通信 斉藤斗志二
運輸 細田 博之
医療・福祉・高齢者対策 住 博司

少子化対策、社会進出女性への
負担減、育児・介護への支援・充実、
女性の健康政策充実

清水嘉与子

雇用・労働

小山 孝雄

大学・院の改革、研究体制の増強、
生涯教育の充実・児童生徒の
理数科教育制度

小野 晋也

土地・住宅、法務、競争政策

町村 信孝